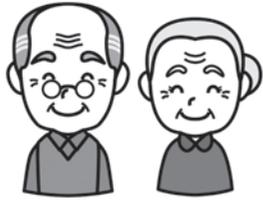


# 年金生活者支援給付金制度

対象の方には封筒が届きます！

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入などが一定の基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。



今年度から新たに対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入して切手を貼り、郵便ポストへ投函してください。なお、すでに年金生活者支援給付金を受給し、今年度も受給要件を満たす場合は、手続きは不要です。

詳しくは、給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092）または大垣年金事務所（☎78-5166）へ。

## 国民健康保険特定健康診査

### 集団健診のご案内

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査です。市は、下表の日程で特定健診の集団健診を実施します。平日に医療機関での受診が難しい人などは、この機会を利用して受診してください。

- 対象／40歳以上で、市国民健康保険に加入かつ今年度特定健康診査未受診の人  
※妊婦、6か月以上入院している人、すでに75歳になっている人は除きます
- 受診料／500円（心電図・眼底検査を希望の場合は500円追加）
- 診査結果／受診月から約1～2か月後に結果を送付
- 申込／下表の申込開始日から、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ



とき	ところ	定員	申込開始日
10/2(日) ①9:30～ ②10:15～	上石津保健センター	各時間に 20人程度	9/6(火)
10/16(日)	市役所	各時間に 20人程度	9/21(水)
11/6(日)	南部子育て支援センター		
11/20(日)	市役所		
12/4(日)	情報工房	各時間に 20人程度	10/25(火)
12/18(日)	市役所		

## 心身障害者医療費助成制度 受給者証の更新

市は、心身障害者医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、9月初旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください（窓口での申請は混雑が予想されます）。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、9月30日です。10月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限の切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

\*問合せ／国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ



対象者
身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1～B1）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のいずれかをお持ちの人 ※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

## 希望者は登録を！ 住民票などの第三者交付時に 本人へお知らせします

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録有効期間は3年間で、期間の延長を希望される人は、登録期間満了日の1か月前から更新手続きができます。自動更新はされませんので、ご注意ください。

- ▶登録できる人／市内に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む）
- ▶通知を行う時／委任状による代理人請求や特定事務受任者（弁護士や司法書士など）の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時（裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く）
- ▶申請方法／運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶問合せ／同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ



## 75歳以上の方などへ 後期高齢者医療制度

◆問合せ／国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ

▶新しい保険証を郵送  
岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の加入者に、10月1日から使用する新しい保険証を9月中旬に簡易書留で郵送します。

▶負担割合「2割」が令和4年10月1日から追加されます  
負担割合が「1割」であった後期高齢者医療保険の加入者で下表のとおり一定以上の所得がある人は、令和4年10月1日から「2割」負担に変更されます（3割負担となる所得条件は変更ありません）。



負担割合	負担割合	所得などの条件（令和4年10月1日から）
3割	3割	変更なし
1割	2割	世帯に加入者1人のみ 加入者本人の住民税課税所得が28万円以上で、年金収入とその他の所得の合計が200万円以上
	2割	世帯に加入者2人以上 住民税課税所得が28万円以上の加入者があり、加入者全員の年金収入とその他の所得の合計が320万円以上
	1割	3割、2割負担に該当する人以外

負担割合が「2割」となる人には、負担を抑える配慮措置があります

窓口負担割合が2割となる人には、10月以降の外来診療での負担増加額を1か月あたり3,000円までに抑える配慮措置があります。該当となる場合には、登録されている高額療養費の口座に後日払い戻します。2割負担となる人で、高額療養費の口座が登録されていない人には、登録のための申請書が届きますので、必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒で返送してください。

返信用封筒の宛先は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が業務を委託した業者となっています。

10月1日から薄い青色

